

宇治市新型コロナウイルス等対策行動計画
－第2版－

(素案)

令和8年3月
宇 治 市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の意義等	1
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画策定と感染症危機管理対応	2
第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	2
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	3

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	5
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	5
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
1 有事のシナリオの考え方	9
2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	9
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	12
1 平時の備えの整理や拡充	12
2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	13
3 基本的人権の尊重	14
4 危機管理としての特措法の性格	14
5 関係機関相互の連携協力の確保	15
6 社会福祉施設等における対応	15
7 感染症危機下の災害対応	15
8 記録の作成や保存	15
第5節 対策推進のための役割分担	16
1 国の役割	16
2 地方公共団体の役割	16
3 医療機関に役割	17
4 指定（地方）公共機関の役割	18
5 登録事業者の役割	18
6 一般の事業者の役割	18
7 市民の役割	18

第2章 新型インフルエンザ等対策項目	20
1 市行動計画の主な対策項目	20
2 各対策項目の基本的な考え方	20
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	30
第3節 対応機	33
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	43
第3節 対応期	47
第3章 まん延防止	51
第1節 準備期	51
第2節 初動期	53
第3節 対応期	55
第4章 ワクチン	59
第1節 準備期	59
第2節 初動期	70
第3節 対応期	76
第5章 保健	83
第1節 準備期	83
第2節 初動期	86
第3節 対応期	87
第6章 物資	91
第1節 準備期	91
第2節 初動期	92
第3節 対応期	93
第7章 市民の生活および地域経済の安定の確保	95
第1節 準備期	95
第2節 初動期	99
第3節 対応期	103
用語集	
資料	



第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性が高く社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と感染症危機対応

第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

特措法が制定される以前から、我が国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。国においては、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されて以来、数次の部分的な改定が行われた。

また、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。併せて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、特措法が制定された。

さらに、平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されたものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとされた。

京都府（以下「府」という。）においては、政府行動計画の内容等を踏まえ、平成25年7月に京都府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）を策定した。

宇治市（以下「市」という。）においては、政府行動計画及び府行動計画の内容等を踏まえ、平成26年11月に宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験と新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。

その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとされ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

3年超にわたる特措法に基づく新型コロナ対応の経験を通じ、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となること、また、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになった。

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。

令和5年9月から政府の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題の整理が行われたところ、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定され、府行動計画についても、同様に全面改定されたところである。市においても、同様の目的から、政府行動計画や府行動計画の改定内容を踏まえて、市行動計画を全面改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市においても、全庁をあげて、国、府及び関係機関等と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていく。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、府行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとなっている。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等をいう。以下同じ。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

（以下、政府行動計画第2部第1章第2節から引用）

- 発生前の段階（準備期）では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における

業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。（引用終了）

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化した場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2章の「新型インフルエンザ等対策の対策項目」の部分で具体的な対策内容を記載する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期 (A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始する。また、この場合は、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2章の「新型インフルエンザ等対策の対策項目」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」

（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、府又は指定（地方）公共機関は、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 準備期（平時）の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) ワクチン接種（住民接種）への備え

円滑な接種を実現するためのワクチンの供給体制や、資材の確保、接種体制整備等が構築できるよう平時から準備を進め、有事には、平時に検討した接種体制に基づき、関係機関が連携して迅速に接種できる体制を構築する。

(6) 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

国との連携のもと、医療関連情報の有効活用、国との連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び保健医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、感染拡大のスピードやピークを医療提供体制で対応できるレベルに抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、国や府等が定める指標も踏まえた上で、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をは

じめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市及び府は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）及び宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合は、市から府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障害者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要な医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市は府や関係機関とともに、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、市は、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進める。また、市及び府は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市及び府は、国とも連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市及び府は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部及び府対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣市町及び関係機関等と緊密な連携を図る。

(2) 府の役割

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

そのため、府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要なとなる体制について計画的に準備を行う。

また、有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が、感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

3 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や个人防护具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に

応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、府行動計画の13項目のうち7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制【府・市】
- (2) 情報収集・分析【府】
- (3) サーベイランス【府】
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【府・市】
- (5) 水際対策【府】
- (6) まん延防止【府・市】
- (7) ワクチン【府・市】
- (8) 医療【府】
- (9) 治療薬・治療法【府】
- (10) 検査【府】
- (11) 保健【府・市】
- (12) 物資【府・市】
- (13) 市民生活及び地域経済の安定の確保【府・市】

2 各対策項目の基本的な考え方

市行動計画の主な対策項目である7項目は、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す(1)から(13)までのそれぞれの対策項目の基本的な考え方を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制【府・市】

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要があり、

国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、市及び府は、平時から関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

また、有事には、平時に構築した連携体制等を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

(2) 情報収集・分析【府】

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて府民生活及び府民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うことが重要である。

そのため、府等は、平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。

また、有事には、国及び JIHS が行う新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報についての分析に加え、府内の発生状況、府民生活及び府民経済に関する情報を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる。

(3) サーベイランス【府】

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、府等は、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国の症例定義に基づく疑似症サーベイランス、患者の全数把握等、必要に応じた有事のサーベイランスを実施する。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション【府・市】

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅

速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、府、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、市等は、平時から市民等の感染症に対する理解を深めるための情報提供等を行う。

また、有事には、相談窓口等を通じて市民等の感染症に対する意識を把握した上で、必要とされる正確な情報を提供する。

(5) 水際対策【府】

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等、感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保することが重要である。

そのため、府は、平時から検疫所等、関係機関との連携を強化するとともに、舞鶴港、宮津港等で国が実施する水際対策について、必要な協力を行う。

(6) まん延防止【府・市】

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化するためには、適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じること、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

そのため、府は、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用を国に対して要請することを検討する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発

や普及等の状況の変化に応じて、まん延防止対策の縮小や中止等の要請を機動的に行う。

また、府、近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を可能な限り抑制し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的なまん延防止対策をとるよう努めるものとする。

市は、国及び府の取組に応じ、市民の生命及び健康を保護するため、まん延防止対策への理解が得られるよう基本的な感染対策の普及に取り組むとともに、国及び府と連携し、関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める

(7) ワクチン【府・市】

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、市及び府は、医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討する。

また、有事には、平時に検討した接種体制等に基づき、関係機関が連携して、迅速に接種を実施できる体制を構築する。

(8) 医療【府】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

そのため、市は、平時から、有事に感染症医療及び通常医療の双方の逼迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するため、予防計画及び保健医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

また、有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、府民の生命及び健康を守る。

(9) 治療薬・治療法【府】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延し、府民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

そのため、府は、国と連携し、平時から抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

また、有事には、府は、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等が、国及び JIHS が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有するとともに、必要に応じ、治療薬の適切な流通・使用に関する要請等を行う。

(10) 検査【府】

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

そのため、府等は、平時から保健環境研究所及び京都市衛生環境研究所（以下「保健環境研究所等」という。）、中丹西保健所における検査体制の整備を行うとともに、府は、民間検査会社等との検査措置協定に基づき、計画的に検査体制を整備する。

また、有事には、保健環境研究所等を中心とした早期の検査体制の立上げを行うとともに、病原体の性状や検査の特性等を踏まえて国が示す検査実施の方針に基づき、検査体制の拡充等を図る。

(11) 保健【府・市】

新型インフルエンザ等が発生した場合、市及び府は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民等の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、保健所及び保健環境研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発

生動向を把握する等の重要な役割を担うが、感染が拡大した場合には、その業務負担の急増が想定される。

そのため、市及び府は、平時から、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む。

(12) 物資【府・市】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ必要があり、感染症対策物資等が十分に確保されるよう対策を講じることが重要である。

そのため、府は、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。

また、有事には、府は、協定締結医療機関等の個人防護具が不足するおそれがある場合は、不足する医療機関等に対し、府の備蓄分から必要な個人防護具の配布を行うとともに、それでもなお必要な物資及び資材が不足する場合は、国に必要な対応を要請する。

市は、平時から、福祉施設等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じる。

(13) 市民生活及び市民経済の安定の確保【府・市】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、市は、平時から、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

また、有事には、市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

I 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、府、市及び各関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

II 所要の対応

1 実践的な訓練の実施 【健康長寿部・危機管理室】

市は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 宇治市行動計画等の作成や体制整備・強化

【健康長寿部・危機管理室・関係部局】

- (1) 市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化を図る。
- (4) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成・資質向上等を図る機会を持つ。

- (5) 庁内体制として、健康長寿部健康づくり推進課長を委員長とする「感染症等予防庁内連絡会議」（以下「市予防会議」という。）を設置し、部局間の連携を図り、新型インフルエンザ等感染症発生時の対策に資する情報共有、また非常時対応体制の整備等を図る。

区分	構成員
市予防会議	（委員長） 健康づくり推進課長 （構成員） 危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、産業観光部、人権環境部、福祉こども部、健康長寿部、建設部、都市整備部、公営企業上下水道部、教育部、消防本部から適当と認める課の長
（事務局）	健康長寿部（健康づくり推進課）

感染症等予防庁内連絡会議

構成	所属部	職名	構成	所属部	職名
委員長	健康長寿部	健康づくり推進課長	委員	健康長寿部	長寿生きがい課長
委員	危機管理室	危機管理室長			介護保険課長
	市長公室	秘書広報課長		建設部	住宅課長
		職員厚生課長		都市整備部	公園緑地課長
	総務・市民協働部	総務課長		公営企業上下水道部	上下水道総務課長
		資産活用推進課長		教育部	教育総務課長
		市民協働推進課長			学校管理課長
	産業観光部	農林茶業課長			生涯学習課長
		産業振興課長			博物館管理課長
		観光振興課長			学校教育課長
		文化スポーツ課長			教育支援課長
	人権環境部	人権啓発課長		消防本部	消防総務課長
		環境企画課長			警防救急課長
		まち美化推進課長			
	福祉こども部	地域福祉課長			
		障害福祉課長			
		こども福祉課長			
		保育支援課長			
		保健推進課長			

<市予防会議の主要所掌事務>

（宇治市感染症等予防庁内連絡会議実施要項）

- 感染症等・同予防対策にかかる現状把握及び情報収集、情報共有
連絡調整： ① 国・府・近隣市町・関係機関等 ② 庁内関係課
- 市民・関係者に対する広報・啓発・研修
- その他感染症等予防対策に必要な事項

3 関係機関との連携の強化 【健康長寿部・危機管理室】

- (1) 市は、国及び府と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の関係機関・関係団体と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

<市の具体的対策>

【市行動計画等の策定】

市の具体的対策	担当部局
特措法の規定に基づき、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。	危機管理室 健康長寿部 全部局

【関係機関との連携体制の整備・訓練の実施】

市の具体的対策	担当部局
①府、近隣市町、指定（地方）公共機関等と相互に連携する体制を整備し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制を確認する。	危機管理室 健康長寿部 全部局
②国・府等が実施する訓練への参加及び市独自で情報伝達訓練等を実施する。	

【庁内体制の整備】

市の具体的対策	担当部局
①取組体制を整備・強化するため、市予防会議の開催等を通じ、全庁的な初動対応体制を構築し、部局間での情報共有等を図る。	危機管理室 健康長寿部 全部局
②新型インフルエンザ等の発生時に備えて、行政機能を維持するために、業務継続計画（BCP）及び対応マニュアル等の策定を行う。	

第2節 初動期

I 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、国や府が対策本部を設置した場合、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

II 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

【福祉班・危機管理室】

- (1) 特措法に基づき、国が政府対策本部を設置した場合や京都府が府対策本部を設置した場合において、本市は、必要に応じて、宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下、市対策本部という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

＜市対策本部の設置＞

国や府が対策本部を設置した場合は、市対策本部（1号配備）を設置し、危機管理室や健康長寿部をはじめ、関係部局において、庁内及び関係機関等と連携し、情報の共有と国内発生時に備えた体制の準備等を進める。

市対策本部の構成員	
本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
	教育長
本部事務局長	危機管理監
本部事務局次長	健康長寿部長
本部員	技監
	理事
	市長公室長
	政策企画部長
	総務・市民協働部長
	産業観光部長
	人権環境部長
	福祉こども部長
	建設部長
	都市整備部長
	監査委員事務局長
	議会事務局長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
事務局	危機管理室・健康づくり推進課

市対策本部の主要所掌事務は、市対策本部設置要項に定めるほか、以下のとおり定める。

＜宇治市新型インフルエンザ等対策本部の主要所掌事務＞

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画及び調整（実態把握、まん延防止策、広報啓発等）
- 関係課及び関係機関に対する総合指揮命令及び調整
- 関係情報の総合収集、分析及び提供
- 府及び関係機関との総合調整
- その他必要な対策

※各班の編成及び業務分掌、役割については、別表（資料編）に定める。

（２）市は必要に応じて、第１節（準備期）Ⅱの２を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

２ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 【総務班・危機管理室】

市は、機動的かつ効果的な対策のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について所要の準備を行う。

＜市の具体的対策＞

【庁内体制の強化】

市の具体的対策	担当班
①速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針、府行動計画及び本市行動計画に基づき、必要な対応方針を決定する。	市対策本部
②業務継続計画等に基づき、庁内における重要業務の継続や、不要不急の業務の縮小及び感染拡大防止策の基本的対処方針を決定する。	
③全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	全班

【関係機関との連携強化】

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等との連携を強化し、情報収集及び情報共有の強化を図る。	全班
②政府及び府対策本部等から出される基本的対処方針や指示等の情報を、地域の関係機関等と、積極的に情報共有を図り、必要に応じて個別に協議の場を設定する。	

第3節 対応期

I 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて、国の方針に即し柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すことにより、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

II 所要の対応

1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

2 対策の実施体制 【福祉班・危機管理室・総務班】

- (1) 市は、府本庁や保健所とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じる。

3 職員の派遣・応援への対応 【福祉班・危機管理室】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (2) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。

4 必要な財政上の措置 【総務班】

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保し、必要な対策を実施する。

5 緊急事態措置の検討等について 【福祉班・危機管理室】

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超え、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- (1) 市は、国が府域において緊急事態宣言を行った場合は、基本的対処方針及び市行動計画に基づき、必要な対策を実施する。
- (2) 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
市は、市区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

<市の具体的対策>

【庁内体制の強化】

市の具体的対策	担当班
全庁的な情報共有及び連携・協力体制を強化する。	市対策本部 全班

【関係機関との連携強化】

市の具体的対策	担当班
新型インフルエンザ等のまん延により実施体制が確保できなくなった場合においては、特措法の規定に基づく府知事・他の市町村長への応援の要請等の活用を行う。	全班

6 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止することとしている。

7 市対策本部の廃止 【福祉班・危機管理室】

市は、政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

<市の具体的対策>

【庁内体制】

市の具体的対策	担当班
国や府の基本的対処方針の変更や、市行動計画等に基づき、市対策本部において、市の基本的対応方針を再協議し、小康期に入った旨と縮小・中止する措置を確認・決定する。 また、政府対策本部及び府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する	市対策本部
庁内における業務を通常業務体制に移行する時期を検討し、適宜通常業務に切り替える。	全班

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

I 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国及び府、医療機関、事業者や市民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、可能な限り科学的根拠等に基づいて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国及び府等による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

II 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1 感染症に関する情報提供・共有

【危機管理室、健康長寿部、福祉こども部、教育部、関係部局】

市は、平時から国及び府と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や大学・学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、庁内関係部局等や近隣市町村間において、感染症や公衆衛生対策について十分な情報提供・共有を行う。また、学校教育・幼稚園現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-2 リスクコミュニケーションの実施体制

【健康長寿部・危機管理室】

リスクコミュニケーションを円滑かつ効果的に実施するためには、その時々状況等から、情報提供・共有の対象・内容・方法等を選択していくことが重要である。また、リスクコミュニケーションを総合的に担保し、一体的かつ整合的なワンボイスでの対応とするため、総括担当を設置することが望ましい。なお、体制は異動や感染、心身の消耗等も見据え、職員のメンタルヘルス支援等についても必要な対策を講じつつ、持続可能な体制作りを留意して、実効性を高められるよう、準備期から不断に改善に努めていくことが重要である。

(1)承認プロセス

情報提供・共有に際しては、組織方針や国及び府等との整合性を担保する必要があるため、情報提供・共有の承認プロセスを具体化しておくことが重要である。

1-3 対象・内容 【健康長寿部・危機管理室・福祉こども部・教育部】

- (1) 感染症や感染症対策(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)等の制度を含む。)についての基礎的な知識の向上や、手洗い・咳エチケット・換気等の基本的な感染対策や、マスク等衛生用品の備蓄等具体的な行動の維持・促進のため、対象者に応じた方法を選択し、普及啓発を行う。
- (2) 感染症危機に備える機運の維持・向上には市民の感染症危機に備える意識の醸成が必要である。多様な考え方や背景を踏まえつつ、必要な情報提供・共有を行う。
- (3) 保育所、学校(幼稚園含む。)、高齢者施設等は、集団感染の発生や地域への感染拡大の起点となりやすい等の特性があることから、準備期から保育所、学校、高齢者施設等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供・共有を行う。
- (4) 感染症危機では、偏見・差別等や偽・誤情報が生じる可能性があるため、市民等に対し、偏見・差別等を防止する啓発活動及びメディアや情報に関するリテラシーの向上を行う。

1-4 方法 【健康長寿部・危機管理室・福祉こども部・教育部】

効果的な情報提供・共有を行うため、可能な限り、迅速かつ一体的に、ワンボイスでの情報提供・共有に努める。それとともに、市民等の意見

や関心を踏まえ、広聴により調査・分析を行い、双方向のコミュニケーションにより不断に効果的な方法を検討していくことが重要である。

(1)適切な方法の選択

市は、準備期からホームページや SNS 等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行う。また対象者層を想定し、多く活用されている情報ツールの利用等、適切な方法の選択や実施が図れるよう、準備期からあらかじめ必要な調査・検討等を進める。

(2)受け手に応じた対応

準備期から市民等に必要な情報が届くよう、高齢者、こども、視覚や聴覚等が不自由な方、日本語能力が十分ではない外国人等に対しては特に、DX の推進等、配慮をしつつ情報提供・共有を行う。なお、積極的に情報収集をしない方々に対しては、プッシュ型の情報提供や共有も適宜実施する。

また、わかりやすく理解しやすい情報提供・共有が図れるよう、行動科学の知見の活用等、実行のしやすさやイメージのもちやすさ等について不断に工夫や改善を図り、実効性を高めるよう努める。

1-5 偏見・差別等に関する啓発

【健康長寿部・危機管理室・福祉こども部・教育部・関係部局】

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国や府による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-6 偽・誤情報に関する啓発 【健康長寿部・危機管理室・関係部局】

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取り組みを行う。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

【危機管理室、市長公室、健康長寿部、福祉こども部、教育部】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、外国人・障害のある人等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- (2) 市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。
- (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

2-2 府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

【健康長寿部・危機管理室】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第96号)に基づき、「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有に係る規定(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。(以下「法」という。)第16条第2項から第4項まで)」並びに「健康観察等に係る一般市町村の長の協力及び情報提供に係る規定(法第44条の3第6項及び第7項並びに第50条の2第4項)」、「健康観察の委託に係る規定(法第44条の3第4項から第6項まで及び第50条の2第4項)」が施行されている。市は、府知事から知事が必要と認める情報を市に提供・共有された際には、新型インフルエンザ等の患者の健康観察等に関する協力依頼への対応や、必要に応じ患者への生活支援の実施を行う。有事における円滑な連携を図るため、準備期からその具体的内容について検討・整備し、府と合意を図るよう努める。

2-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

【健康長寿部・危機管理室】

- (1) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、国及び府等による偽・誤情報の拡散状況等のモニタリング結果等も踏まえ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- (2) 市は、国からの要請を受けて、相談窓口（コールセンター等）を設置する整備を進める。

<市の具体的対策>

【市民への啓発】

市の具体的対策	担当部局
①新型インフルエンザ等に関する情報について、国、府及び関係機関等と情報共有を行う体制を整備するとともに、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整備する。	危機管理室 健康長寿部
②感染症対策についての基礎的な知識の向上や、手洗い・咳エチケット・換気等の基本的な感染対策や、マスク等衛生用品の備蓄、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（食料等の備蓄の必要性等）について、市ホームページや SNS 等を利用し、高齢者、こども、外国人、障害のある人等にも配慮しながら、市民に対して情報提供を行う。	
③感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	

【関係機関との連携】

市の具体的対策	担当部局
①新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては整備に努める。	危機管理室 健康長寿部
②新型インフルエンザ等発生時に、府や近隣市町、関係機関等と、メールやSNS、FAX、電話等を活用して、緊急に情報を提供できるよう体制を構築する。	
③新型インフルエンザ等発生時には、市民からの相談に応じる体制を構築する必要があることから、発生前から相談窓口の設置の準備を行う。	
④学校、幼稚園、保育所（園）等において、新型インフルエンザ等が発生した場合、集団感染を起こし、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部局と教育部局等は連携を図り、情報の共有を積極的に行う。	健康長寿部 福祉こども部 教育部

第2節 初動期

I 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

II 所要の対応

市は、国及び府等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

1 情報提供・共有について

1-1 本市における情報提供・共有について

【福祉班・危機管理室・産業班・教育班】

- (1) 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに本庁等において必要な体制を確立する。

また、市対策本部での決定事項において市民周知が必要なものは、メッセージを市ホームページに掲載するなどの周知に努める。

- (2) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとも

に、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人・障害のある人等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- (3) 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、国及び府等の情報等について総覧できるウェブページを市ホームページ上に作成する。
- (4) 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。
- (5) 市は、市府教育委員会や教育部と連携し、市内の各学校等に対して、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。

1-2 双方向のコミュニケーションの実施 **【福祉班・危機管理室】**

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国及び府、関係機関、市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 市は、相談窓口等を設置し、国及び府から提供されたQ&A等も踏まえ、市民等の相談に対応するとともに、相談窓口等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

【福祉班・危機管理室・教育班・産業班】

感染症はだれでも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、処属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、市はその状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

1-4 府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

【福祉班】

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付

等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者の健康観察等に関する府からの協力依頼への対応や、必要に応じ患者への生活支援を実施する。

＜市の具体的対策＞

【市民への啓発】

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、緊急事態宣言が出されたことや、国内及び近隣の発生状況、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。また、感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）について周知する。	情報班 福祉班
②情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、あらゆる媒体を用いて、感染予防策や必要な対応等の情報提供を行う。	全班
③特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行きとどくよう努める。	福祉班
④情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

【関係機関との連携】

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかな双方向の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適宜に行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係各課へ提供する。	

③緊急事態宣言前に引き続き、国、府及び関係機関等とインターネット等を活用して速やかに双方向かつ、最新の情報を共有することを強化し、対策方針を伝達するとともに、関係機関との連携強化を図る。	全班
---	----

【相談窓口の体制充実・強化】

市の具体的対策	担当班
市民及び関係機関等からの問い合わせに対応する相談窓口を、市対策本部内に統合し、市対策本部内に、新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

第3節 対応期

I 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

II 所要の対応

1 情報提供・共有について

1-1 本市における情報提供・共有について 【福祉班・危機管理室】

準備期に確立したリスクコミュニケーションの実施体制について、維持強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

1-2 府と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

【福祉班・危機管理室】

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者の健康観察等に関する府からの協力依頼への対応や、必要に応じ患者への生活支援を実施する。

2 基本的方針

2-1 双方向のコミュニケーションの実施 【福祉班・危機管理室】

市は、府からの要請を受けて、相談窓口等を継続する。

<市の具体的対策>

【市民への啓発】

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、市民に対し、緊急事態宣言が出されたことや、国内及び近隣の発生状況、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。また、感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）について周知する。	情報班 福祉班
②情報入手が困難なことが想定される高齢者、外国人・障害のある人等に配慮し、あらゆる媒体を用いて、感染予防策や必要な対応等の情報提供を行う。	全班
③特に、要介護者や一人暮らし高齢者、障害のある人等に対しては、民生委員や、地域の福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、必要な情報が行き渡るよう努める。	福祉班
④情報提供にあたっては、感染者の氏名や住所等個人の特定につながる恐れのある個人情報及び人権について十分に配慮し、市民の生命や生活、市民経済等に多大な影響を及ぼすおそれがある発生状況等については、情報の公益性に留意して情報提供を行う。	全班

【関係機関との連携】

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部や関係機関等と、速やかに双方向の情報共有が行われるよう、体制を強化する。	市対策本部
②新型インフルエンザ等の情報の集約・整理を適宜行い、情報提供が適切に行われるよう、情報を整理して関係班へ提供する。	
③緊急事態宣言前に引き続き、国、府及び関係機関等とのインターネット等を活用して速やかかつ双方向の最新の情報を共有することを強化し、対策方針を伝達するとともに、関係機関との連携強化を図る。	全班

【相談窓口の体制充実・強化】

市の具体的対策	担当班
市民及び関係機関等からの問い合わせに対応する相談窓口を、市対策本部内に統合し、市対策本部内に、新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、相談窓口体制の充実と強化を図る。	総務班 情報班 福祉班

第3章 まん延防止

第1節 準備期

I 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することを目的とする国及び府の取組に応じ、市民の生命及び健康を保護するため、有事におけるまん延防止対策への理解が得られるよう基本的な感染対策の普及に取り組む。

II 所要の対応

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の

促進等

【健康長寿部・危機管理室・福祉こども部・教育部】

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

<市の具体的対策>

【個人における対策の普及】

市の具体的対策	担当部局
学校、幼稚園、保育所（園）及び事業者と協力し、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、市民に普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。	健康長寿部 福祉こども部 教育部

【地域・職場における対策の普及】

市の具体的対策	担当部局
新型インフルエンザ等発生時に実施される個人での対策のほか、職場において季節性インフルエンザ対策として実施されている、感染防止対策について周知を図るための準備を行う。	健康長寿部 全部局

第2節 初動期

I 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

II 所要の対応

1 府・市内でのまん延防止対策の準備 【福祉班・危機管理室】

市は、国及び府からの要請を受けて、市行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

<市の具体的対策>

【まん延防止に関する市の対策】

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、マスク着用等の咳エチケット・手洗い・うがい、時差出勤の実施等の基本的な感染予防対策の徹底について要請があった場合は、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②特措法第45条第1項に基づき、政府及び府対策本部から住民に対する外出自粛の要請があった場合は、市民に対しできる限り早く周知徹底を図る。	情報班 福祉班
③特措法第45条第2項の規定により、政府及び府より施設の使用制限の要請があった場合は、要請の内容に基づき本市が設置する学校・幼稚園・保育所（園）・福祉施設等において、臨時休業や入学試験の延期、大規模集会の自粛等の措置を行う。	福祉班 教育班 産業班

④府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防対策及びまん延防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防対策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班

第3節 対応期

I 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

II 所要の対応

1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び国民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じる。なお、まん延防止対策を講じる際には、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

2 患者や濃厚接触者への対応 【福祉班】

府は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施するため、市は必要に応じて府に協力する。

3 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1 外出等に係る要請等 【福祉班・情報班・産業班・教育班】

府が、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行うため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

3-2 基本的な感染対策に係る要請等

【福祉班・情報班・産業班・教育班】

市は、国及び府の動向を見据え、またその要請により、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

4 事業者や学校等に対する要請

4-1 営業時間の変更や休業要請等

【福祉班・情報班・産業班・教育班】

府が、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行うため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

4-2 まん延の防止のための措置の要請

【福祉班・情報班・産業班・教育班】

府が、必要に応じて、上記 4-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講じることを要請するため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

4-3 施設名の公表 【福祉班・情報班・産業班・教育班】

府が、上記 3-1-3-1 から 3-1-3-3 までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表するため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。（危機管理部）

4-4 その他の事業者に対する要請

【福祉班・情報班・産業班・教育班】

- (1) 府が、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請するため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。
- (2) 府が、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請するため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。
- (3) 府が、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討することから、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

4-5 学級閉鎖・休校等の要請 【福祉班・教育班】

市は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。）

5 公共交通機関に対する要請

5-1 基本的な感染対策に係る要請等 【福祉班・情報班・建設班】

府が、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講じるよう要請するため、市は関係機関や市民に対して正確な情報提供に努める。

＜市の具体的対策＞

【まん延防止に関する市の対策】

市の具体的対策	担当班
①政府及び府対策本部から、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策の徹底について要請があった場合は、あらゆる媒体を用いて積極的に市民に広報を行う。その際には、高齢者、外国人・障害のある人等への広報への配慮を適切に行う。	情報班 福祉班 教育班 産業班
②特措法第45条第1項に基づき、政府及び府対策本部から住民に対する外出自粛の要請があった場合は、市民に対しできる限り早く周知徹底を図る。	情報班 福祉班
③特措法第45条第2項の規定により、政府及び府より施設の使用制限や営業時間の変更等の要請があった場合は、要請の内容に基づき、市が設置する学校・幼稚園・保育所（園）・福祉施設や、事業者等において、営業時間の変更、使用制限や臨時休業、大規模集会の自粛、学級閉鎖や休校等の措置を行う。	福祉班 教育班 産業班
④府等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう要請する。	福祉班
⑤府等と連携し、公共交通機関、観光施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染予防対策を講じるよう要請する。	建設班 産業班
⑥市民への感染予防策及びまん延防止のため、市民と接することが多い市職員等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等を励行する。 また、市職員等の健康管理、受診状況の把握を適切に行い、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、適切に受診勧奨を行い、職場に報告するよう指導するとともに、感染予防対策として必要な期間、感染予防のための措置を講ずる。	総務班

第4章 ワクチン

第1節 準備期

I 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めることとしている。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するための体制の整備等について、国、府のほか、医療機関や事業者等とともに平時から必要な準備を行う。

II 所要の対応

1 ワクチンの接種に必要な資材 【健康長寿部】

平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する（表1）。

表1 予防接種時に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ 消毒用ノンアルコール綿 ☐ 注射用絆創膏 ☐ トレイ（充填用・接種用） ☐ 止血バンド ☐ アルミホイル（遮光） ☐ 体温計 ☐ 医療用廃棄BOX、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・血圧計 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水	☐ マスク ☐ ガウン ☐ フェイスシールド ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ カゴ
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ

・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・エピペン ・酸素ボンベ ・酸素マスク ・アンビューバック ・パルスオキシメーター ・シート・防水シート ・ガーグルベースン ・温度計兼時計 ・ペーパータオル	☐ 電卓 ☐ 養生テープ ☐ ゴミ袋
	【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ ライト

2 ワクチンの供給体制・ワクチンの流通に係る体制の整備 【健康長寿部】

府が、国からの要請を受け、府内の市町村、医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下の(1)から(3)までの体制等を整備する。

- (1) 府との連携方法及び役割分担
- (2) 医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、医療機関ごとの接種可能数を把握する。
- (3) ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。
- (4) ワクチン供給受入れのための、冷凍庫・冷蔵庫の手配、G回路の確認
- (5) ワクチン配送も市が担うことを想定した、配送方法の検討

3 接種体制の構築

3-1 接種体制 【健康長寿部】

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理することとしている。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行うこととしている。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種が可能となるよう、地区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けた検討を行い、必要な

訓練を平時から行う。

3-2 特定接種 【市長公室・健康長寿部・産業観光部】

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に※登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

このため、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

1) 特定接種とは

特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

2) 特定接種の対象となり得る者

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下※「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者
- b 国家公務員及び地方公務員のうち、
 - i 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
 - ii 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
- c 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

3) 特定接種の対象となり得る者の基準

住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

したがって、特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、登録対象者の中から、発生時の状況に応じて柔軟に決定されるため、政府の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、
※資料編「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による

4) 登録事業者の登録に係る周知 【健康長寿部・産業観光部】

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進めるため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこととしており、府及び市は、必要に応じて、これに協力する。

5) 登録事業者の登録 【健康長寿部・産業観光部】

国は、関係省庁を通じて、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することとしており、府及び市は、必要に応じて、これに協力する。

6) 特定接種の接種体制 【市長公室・健康長寿部】

① 概要

特定接種については、準備期から接種体制の構築を図るとともに、発生からできるだけ早期に接種の準備を行う。

② 法的位置付け・実施主体等

- a 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第3項による予防接種とみなし、同法の規定を適用し実施する。
- b 特定接種は、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方

公務員の所属する市町村又は都道府県が実施主体として接種を実施する。

- c 接種に係る費用については、特措法第65条の規定に基づき、その実施について責任を有する者が支弁する。
- d 接種費用等については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

③ 準備期における準備

- a 特定接種対象者に対し、速やかに接種を開始することが求められるものであるため、準備期からできるだけ早期に接種体制を構築できるよう準備を行う。
- b 原則として集団的な接種を行うため、100人以上を単位として接種体制を構築する。
- d 医療従事者への特定接種は、勤務する医療機関において実施することとなるため、当該医療機関で接種体制を構築する。
- e 特定接種の対象となり得る国家公務員や地方公務員については、その所属機関が接種体制の構築を図る。

<市の具体的対策>

【特定接種】

市の具体的対策	担当部局
①特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、予防接種法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用し、市が事業主として速やかに特定接種が実施できるよう、市内の接種体制を構築する。	市長公室 全部局
②国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る市職員及び市議会議員を把握し、国に報告する。	市長公室
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	市長公室 健康長寿部

3-3 住民接種 【健康長寿部】

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、予防接種の対象者及び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとなっている。

市は、国の整理を踏まえ、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制を構築するため、平時から以下の(1)及び(2)の準備を行う。

- (1) 国及び府の協力を得ながら、市域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
 - a 住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。
 - i 接種対象者数
 - ii 市職員の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、都道府県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
 - b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は府の介護保険部局、障害福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B+C+D+E1+E2+F+G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、地区医師会や地区歯科医師会、薬剤師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地区医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配

慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも検討する。

(2)市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(3)市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

<市の具体的対策>

【住民接種】

市の具体的対策	担当部局
①国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、当該市町村の区域内に居住する者（在留外国人を含む。）に対し、円滑な接種体制の構築を図る。	健康長寿部
②円滑な接種の実施のために、国及び府の協力を得ながら、あらかじめ近隣の市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。	
③原則として集団接種により行い、円滑な接種の実施のために、候補となる会場の選定や医療従事者の確保等、地区医師会・近隣市町との連携に努める。	
④速やかに接種することができるよう、国、府、地区医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を行う。	

4 情報提供・共有

4-1 住民への対応 【健康長寿部・福祉こども部】

予防接種に関する情報提供・共有については、被接種者及びその保護者等に対し、感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について、国及び府と協力して予防接種に対する市民の理解の醸成を図る必要がある。

平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

また、予防接種後の健康被害は不可避免的に生ずるものであることから、定期の予防接種等の健康被害救済制度及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が実施する健康被害救済制度について、制度の周知に取り組む。

4-2 市における対応 【健康長寿部・福祉こども部】

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施と、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

4-3 衛生部局以外の分野との連携 【健康長寿部・福祉こども部・教育部】

衛生部局である健康づくり推進課及び保健推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には人事課、職員厚生課、産業振興課、障害福祉課、保育支援課、こども福祉課、介護保険課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、衛生部局である健康づくり推進課及び保健推進課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

5 DXの推進 【健康長寿部・福祉こども部】

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるようスマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力及び費用請求等、平時からマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化を進め、基盤整備を行うとしているため、以下の整備を進める。

- ①市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ②接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

<市の具体的対策>

【情報提供・共有】

市の具体的対策	担当部局
①平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等に感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項等について分かりやすい情報提供を行う	健康長寿部
②定期の予防接種等の健康被害救済制度及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が実施する健康被害救済制度について、制度の周知に取り組む。	

③児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠である。市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法に規定する就学時の健康診断及び児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する。	健康長寿部
④平時からマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化を進め、基盤整備を行う。	

第2節 初動期

I 目的

初動期においては、準備期に計画した接種体制を速やかに構築し、予防接種の実施につなげる。

II 所要の対応

1 接種体制

1-1 接種体制の構築 【福祉班】

速やかに予防接種が開始できるよう、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

1-2 ワクチンの接種に必要な資材 【福祉班】

第4章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2 接種体制

2-1 特定接種 【総務班・福祉班】

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

<市の具体的対策>

【特定接種】

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る市職員及び市議会議員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。	総務班 福祉班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	
③登録事業者に対する特定接種について、国・府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	

2-2 住民接種 【福祉班・総務班】

① 接種に向けた調整の開始

目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

② 全庁的な人員体制の確保

接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

③ 担当部門及び連携部局の整理と業務委託の検討

予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、障害福祉課及び介護保険課と衛生部局である健康づくり推進課が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を障害福祉課や介護保険課が中心に取りまとめ、接種に係る地区医師会等の調整等は健康づくり推進課と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

④ 医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地区医師会地区歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、その確保を図る。

⑤ 接種の実施会場の確保

- ・接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地区医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
- ・その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ医療機関以外の保健所・保健センター、学校など公的な施設等の会場として活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

- ・なお、府においては、市町村の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも検討される。
- ⑥ 施設入所者等接種会場での接種が困難な者への接種体制の構築

高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護・障害部局や、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 医療機関等以外での接種会場準備について
 - ・医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
 - ・なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
 - ・医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
- ⑧ 医療機関等以外での接種会場での人員配置について

接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。
- ⑨ 医療機関等以外での接種会場での緊急対応や接種に必要な物品
 - ・接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。
 - ・実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、府医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域

の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

- ・アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、地区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ検討が必要な場合は、事前に協議を行う。
- ・市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的な必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

接種会場において必要とされる物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ 消毒用ノンアルコール綿 ☐ 注射用絆創膏 ☐ トレイ（充填用・接種用） ☐ 止血バンド ☐ アルミホイル（遮光） ☐ 充填量等確認表 ☐ 体温計 ☐ 医療用廃棄BOX、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 駆血帯 ・ 肘枕 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミ	☐ マスク ☐ ガウン ☐ フェイスシールド ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ カゴ
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ 電卓 ☐ 養生テープ ☐ ゴミ袋
	【会場設営物品】

ン剤、抗けいれん剤、副腎皮質 ステロイド剤等の薬液 ・エピペン ・酸素ボンベ ・酸素マスク ・アンビューバック ・パルスオキシメーター ・シート・防水シート ・ガーグルベースン ・温度計兼時計 ・ペーパータオル	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 保冷バッグ・保冷剤 ☐ ライト ☐ 扇風機、スポットクーラー ☐ 電気リール
---	--

⑩ 医療廃棄物の処理

感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、鍵が掛かり当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。

⑪ 会場レイアウトなどについて

- ・感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。
- ・会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

<市の具体的策>

【住民接種】

市の具体的対策	担当班
①国が特措法第 46 条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種（臨時接種）」又は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づいて実施する「新臨時接種」の準備を開始した時には、国と連携して、接種体制の準備を行う。	福祉班

②国及び府の要請を受けて、近隣の市町と調整し、地区医師会の協力を得て、具体的な接種体制を構築する。	福祉班
③各業務の担当部門を決定し、人事部門も関与した上で、全庁的な人員体制の確保を行う。	
④府、地区医師会・歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、医療従事者の確保を行う。	
⑤地区医師会、近隣の市町と検診実施医療機関の確保及び集団接種会場について検討し、診療時間の延長や休日接種など、多人数への接種が可能な体制について協議する。	
⑥高齢者支援施設や社会福祉施設等に入所されている方の接種体制を構築する。	

【予防接種の情報提供】

市の具体的対策	担当班
国からの情報提供を得て、国が行うワクチンの種類、有効性・安全性・リスク、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民及び関係機関等に対し積極的に情報提供を行う。	福祉班

第3節 対応期

I 目的

対応期においては、引き続きワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

II 所要の対応

1 ワクチンや必要な資材の供給 【福祉班】

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第〇章〇－〇を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、府を中心に関係者に対する聴取や調査等が行われるため、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

2-1 特定接種 【総務班・福祉班】

(1) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

＜市の具体的対策＞

【特定接種】

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針を踏まえ、ワクチンが確保され次第、国の予防接種に関するガイドラインに示された特定接種の対象となり得る本市職員及び市議会議員に対する特定接種を、本人の同意を得て接種を推進する。	総務班
②具体的な特定接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性・リスクに関する情報、国及び府の相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を、国から収集し、接種対象者に情報提供する。	総務班 情報班 福祉班
③登録事業者に対する特定接種について、国及び府より要請があった場合は、接種体制の構築等に適宜協力する。	福祉班

2-2 住民接種 【福祉班】

(1) 予防接種体制の構築 （※資料編 令和3年度接種体制 参照）

① 実施の判断

国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

② 接種会場の確保

接種状況等を踏まえ、接種会場の追加等を検討する。

③ 接種体制の構築

- i 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ii 発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- iii 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、

高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- iv 市町村は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の介護保険部局等、地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2) 接種に関する情報提供・共有 【福祉班】

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種の通知
 - i 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
 - ii 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

(3) 接種体制の拡充 【福祉班】

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(4) 接種記録の管理 【福祉班】

国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の

実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。

- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- (3) 市町村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

＜市の具体的対策＞

【住民接種】

市の具体的対策	担当班
①国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する「住民に対する予防接種（臨時接種）」を実施する。	福祉班
②接種に対しては、市に居住する者を対象に集団的接種を行うが、対象者数の増加に伴い、医療機関での一斉接種や個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、円滑な予防接種体制を検討する。 ただし、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。	
③国及び府からの通知等により、低所得者等に対する接種料金の補助等、接種必要者が適切に接種できるように努める。	
④ワクチンによる副反応について、適切に市民に情報提供するとともに、接種後に起こった副反応については情報を集約し、適切に国及び府に報告する。	
⑤予防接種健康被害時における救済制度の広報について、市民への周知に努め、該当者への対応を適切に行う。	

⑥新型インフルエンザ等の流行に対する、市民の不安が高まり、ワクチンの需要が高い一方、当初はワクチンの供給が限られることが想定されるため、接種の目的や優先接種の意義、接種時期や方法等、市民及び関係機関等に対し、できる限り分かりやすく情報提供を行うよう努める。	情報班 福祉班
⑦接種会場における感染を予防するため、発熱等の症状を呈している等予防接種不適合者が、接種会場に赴かないよう広報等により注意喚起する。	

4 情報提供・共有 【福祉班】

- ① 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

4-1 特定接種に係る対応 【福祉班・産業班】

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性・リスクに関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

4-2 住民接種に係る対応 【福祉班】

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - i 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - ii ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - iii ワクチンの有効性・安全性・リスクについては、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - iv 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
- i 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ii ワクチンの有効性・安全性・リスクについての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - iii 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

I 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の準備を行う。

また、保健所が収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

II 所要の対応

1 人材の確保 【健康長寿部】

(1) 市は、感染症対応が可能な専門職を含む人材を確保し、体制を構築する。

2 業務継続計画を含む体制の整備 【健康長寿部】

(1) 市は平時から新型インフルエンザ等の発生等による感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による効率化、地域の医療関係団体等、関係機関との連携強化に取り組む。

(2) 市は、保健所及び保健環境研究所等において優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で、業務継続計画を策定する。

策定に当たっては、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から業務の整理・効率化を図る。

3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

3-1 研修・訓練等の実施 【健康長寿部】

新型インフルエンザ等発生時には、市民生活及び地域経済の安定を確保し、感染のまん延防止を積極的に図っていくため、危機管理部局や健康長寿部局だけでなく全庁的に新型インフルエンザ等の対策に対応できる体制が必要である。

新型インフルエンザ等が未発生の段階においては、健康長寿部局内を事務局とする「感染症等予防庁内連絡会議」の枠組を通じて、関係部局間の連携を確保しながら、新型インフルエンザ等発生時に備えた事前準備を確認し、情報収集・情報共有を行う等、全庁一体となった取組を推進する。

3-2 多様な主体との連携体制の構築 【健康長寿部】

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や、府内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と、意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

4 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【危機管理室、健康長寿部、関係部局】

- (1) 国は、平時から JIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、府に提供することとしており、市は、これらの情報を市民に対して提供・共有する。
- (2) 市は、国や府から提供された情報や媒体を活用しながら、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。
- (3) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- (4) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるも

のではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

(5) 市は、高齢者、こども、外国人、障害のある人等の配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

(6) 市は、保健所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

<市の具体的対策>

【保健所や関係部署との連携】

市の具体的対策	担当部局
新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所や、関係部署との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	健康長寿部

第2節 初動期

I 目的

初動期は市民が不安を感じ始める時期であり、迅速に有事体制への移行準備を進めることが重要である。

府予防計画に基づき、保健所及び保健環境研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に府と連携しながら迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

II 所要の対応

1 有事体制への移行準備 【福祉班】

市は、市行動計画に基づく感染症有事体制への移行の準備状況を適切に把握し、人員の確保に向けた準備を進める。

2 市民への情報提供・共有の開始 【福祉班、総務班】

市は、府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

<市の具体的対策>

【市民への情報提供・周知】

市の具体的対策	担当班
新型インフルエンザ等のリスクに関する正確な情報を、市民に共有し、リスクコミュニケーションを図ることにより感染拡大を防ぐ。	福祉班 総務班

第3節 対応期

I 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画や宇治市地域防災計画、準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、関係機関が連携して感染症危機に対応することで市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえた柔軟な対応が可能となるようにする。

II 所要の対応

1 有事体制への移行 【福祉班】

- (1) 市は、応援職員の派遣、応援要請等を遅滞なく行い、継続して、感染症対策部門における人員体制を整備する。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を保健所と共有する。

2 主な対応業務の実施 【福祉班】

市は、市行動計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して感染症対応業務を実施する。

2-1 相談対応 【福祉班】

市は、予防方法や有症状者等からの相談に対応する相談窓口体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスクを踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

2-2 健康観察及び生活支援 【福祉班、関連各班】

- (1) 保健所が当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、市は、定められた期間の健康観察に協力する。
- (2) 市は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を保健所と共有し、食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活

を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与又は支給に協力する。

2-3 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 【全班】

- (1) 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- (2) 市は、高齢者、こども、外国人、障害のある人等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

3 感染状況に応じた取組

3-1 流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月まで）

◆迅速な対応体制への移行 【福祉班】

- (1) 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えた場合は、府が行う保健所の感染症有事体制及び保健環境研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。
また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、応援要請等を行う。
- (2) 市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して健康観察等の感染症対応業務を行う。
- (3) 市は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。

3-2 流行初期以降（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降）

◆流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し 【福祉班】

- (1) 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、応援職員の派遣、応援要請等を行う。
- (2) 市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して健康観察等の感染症対応業務を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 【福祉班】

市は、有事の体制等の段階的な縮小の検討についての国や府からの要請も踏まえて検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

<市の具体的対策>

【健康観察及び生活支援】

市の具体的対策	担当班
必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を保健所と共有し、保健所が当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、市は、定められた期間の健康観察に協力する。	福祉班 関連各班

第6章 物資

第1節 準備期

I 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

II 所要の対応

1 体制の整備 【健康長寿部】

感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を国や府が有事に円滑に行えるよう、市は、府及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。

2 感染症対策物資等の備蓄等 【危機管理室、健康長寿部】

- (1) 市は、市行動計画又は業務継続計画に基づく、所掌事務又は業務の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。

- (3) 消防機関は、府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

<市の具体的対策>

【感染症対策物資等の備蓄等】

市の具体的対策	担当部局
市行動計画又は業務継続計画に基づく、所掌事務又は業務の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。	危機管理室 健康長寿部 関係部局

第 2 節 初動期

I 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

II 所要の対応

1 体制の整備 【健康長寿部】

感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を国や府が有事に円滑に行えるよう、市は、府及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。

2 感染症対策物資等の備蓄等 【危機管理室、健康長寿部】

(1) 市は、市行動計画又は業務継続計画に基づく、所掌事務又は業務の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。

(3) 消防機関は、府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

<市の具体的対策>

【感染症対策物資等の備蓄等】

市の具体的対策	担当部局
市行動計画又は業務継続計画に基づく、所掌事務又は業務の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。	危機管理室 健康長寿部 関係部局

第3節 対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

2 所要の対応

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2 備蓄物資等の供給に関する相互協力 【危機管理室、福祉班】

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、府と連携して各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。

<市の具体的対策>

【感染症対策物資等の備蓄等】

市の具体的対策	担当班
引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。	危機管理室 福祉班 関連各班

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

I 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、府と連携し、市民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

II 所要の対応

1 情報共有体制の整備 【危機管理室、全部局】

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響に関する情報収集を行うため、国や府との情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備 【全部局】

市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方や、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄 【危機管理室、健康長寿部、関係部局】

①市は、市行動計画又は業務継続計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 【全部局】

①市は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。

②市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行う。

5 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨【全部局】

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等、人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性があることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

6 生活支援を要する者への支援等の準備 【健康長寿部】

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続について検討する。

7 火葬体制の構築 【人権環境部】

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

<市の具体的対策>

【業務継続計画等の策定】

市の具体的対策	担当部局
市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。	全部局

【要援護者への生活支援体制の整備】

市の具体的対策	担当部局
①市内に感染者が出た場合の要援護者への生活支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）等や、死亡時の対応等について、具体的手続等を決めておく。	市長公室 健康長寿部 消防本部
②新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯への、具体的な支援体制の整備を進める。	

【物資及び資材の備蓄等】

市の具体的対策	担当部局
新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、施設及び設備等を整備する。	市長公室 健康長寿部

【風評被害への配慮】

市の具体的対策	担当部局
関係団体等と日頃から相互に連携を図り、新型インフルエンザ等の発生時における風評被害への対策を検討する。	人権環境部 産業観光部

【火葬能力等の把握】

市の具体的対策	担当部局
①府等が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討する際や、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に、適宜連携をする。	福祉こども部 人権環境部
②火葬、臨時遺体安置所等の開設等を円滑に行うための方策について検討する。	

第2節 初動期

I 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や府民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

II 所要の対応

1 事業継続に向けた準備等の勧奨

【危機管理室、福祉班、産業班、関連各班】

①市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等を準備するよう勧奨する。

②市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等を準備するよう勧奨する。

2 遺体の火葬・安置 【生活環境班】

市は、府を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

<市の具体的対策>

【事業者への対応】

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策について周知する。	産業班

【要援護者への生活支援】

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努め、必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡することにより、介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	福祉班
②福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業所等に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	
③必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、要援護者が必要とする介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
④特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所（園）等の社会福祉施設（通所又は短期入所系サービスに限る）の使用制限について、府より要請があった場合、利用者に対し協力を求めるとともに、保護者の休暇取得等に配慮するよう企業や事業所等に対し協力を要請する。	福祉班 教育班
⑤特措法第45条第2項に基づき、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所・短期入所系サービスに限る。）の使用制限について、府より要請があった場合、施設サービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。	福祉班
⑥新型インフルエンザ等により患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。	福祉班 消防班
⑦近隣の市町と連携し、新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の充実を図る。	消防班
⑧要援護者が生活に必要な不可欠な物資等が調達できない場合は、必要に応じて調達できるよう支援を行う。	調達班

【市民・事業者への呼びかけ】

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、市民・市内の事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

【人権への配慮】

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

【風評被害への配慮】

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

【上下水道の機能維持】

市の具体的対策	担当班
消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	上水道班 下水道班

【遺体の火葬・安置】

市の具体的対策	担当班
①火葬場の稼働を確保するため、府及び近隣市町、医療機関、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者等と連携して、円滑な火葬が実施できるように努める。	生活環境班

②死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所の速やかな設置に向けて調整し、遺体の保存を適切に行う環境を整備する。	福祉班
---	-----

第3節 対応期

I 目的

市は、準備期での対応を基に、地域の状況を踏まえ、市民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民の生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

II 所要の対応

1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

1-1 心身への影響に関する施策 【福祉班、関連各班】

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

1-2 生活支援を要する者への支援 【福祉班】

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

1-3 教育及び学びの継続に関する支援 【教育班】

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

1-4 生活関連物資等の価格の安定等 【関連各班】

①市は、市民の生活及び社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関

連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③市は、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じる。
- ④市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じる。

1-5 埋葬・火葬の特例等 【福祉班・生活環境班】

- ①市は、府を通じた国からの要請を受けて、可能な限り市斎場の火葬炉を稼働させる。
- ②市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③市は、府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④市は、府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するための緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や

期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

2-1 事業に対する支援 【関連各班】

市は、新型インフルエンザ等の影響及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。

2-2 市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

【生活環境班、上水道班、下水道班】

①ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置を講じる。

②安定した上下水道の供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じる。

<市の具体的対策>

【事業者への対応】

市の具体的対策	担当班
府等からの要請に応じ、商工会議所等と連携し、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策について周知する。	産業班

【要援護者への生活支援】

市の具体的対策	担当班
①地域の関係機関及び関係団体等の協力を得ながら、要援護者の安否確認と支援ニーズの把握に努める。	福祉班
②福祉サービス利用者が、必要なサービスを引き続き受けられるよう、介護・福祉サービス事業所等に対し、訪問サービス等の事業維持を要請する。	
③必要に応じて医療機関、福祉サービス事業所等に相談・連絡をとり、要援護者が必要とする介護・訪問診療・食事提供等のサービス等の生活支援につなげていくよう要請する。	
④特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所（園）等の社会福祉施設（通所又は短期入所系サービスに限る）の使用制限について、府より要請があった場合、利用者に対し協力を求めるとともに、保護者の休暇取得等に配慮するよう企業や事業所等に対し協力を要請する。	
⑤特措法第45条第2項に基づき、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設（通所・短期入所系サービスに限る。）の使用制限について、府より要請があった場合、施設サービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。	
⑥新型インフルエンザ等により患した在宅療養者等で、支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。	消防班 福祉班
⑦近隣市町と連携し、新型インフルエンザ等感染症の患者の搬送体制の充実を図る。	消防班

⑧食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者等の需要拡大に応じて、関係機関及び関係団体等へ、生活支援（食事の提供、生活必需品の配送等）に係る協力要請及び総合調整を行う。	総務班 福祉班 調達班
--	-------------------

【市民・事業者への呼びかけ】

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを市民に呼びかける。	情報班 産業班
②府等からの要請に応じ、市民・市内事業者への対応の取組等に適宜協力する。	産業班

【人権への配慮】

市の具体的対策	担当班
特定の地域や学校、幼稚園、保育所（園）、職場等に感染者が集中した場合には、個人・学校等・地域を誹謗中傷するようなことが発生しないよう、関係機関との連携のもと、十分に配慮する。	情報班 全班

【風評被害への配慮】

市の具体的対策	担当班
関係団体等と相互に連携を図り、風評による被害を抑えるよう対策を検討する。	産業班

【上下水道の機能維持】

市の具体的対策	担当班
消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。	上水道班 下水道班

【新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等】

市の具体的対策	担当班
国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、新型インフルエンザ等緊急事態に対し、適応すべきものを指定した場合には、市対策本部での協議を経て、適切に対応する。	全班

【生活関連物資等の価格の安定等】

市の具体的対策	担当班
①府等と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への適時・的確な情報提供に努める。	情報班 産業班
②市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。	
③府等と連携して、必要に応じて、生活関連物資等の価格が高騰したり、買占め及び売惜しみが生じないように、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。	産業班

【遺体の火葬・安置】

市の具体的対策	担当班
①府等からの要請に応じて、国及び府と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させる。	生活環境班
②府等と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。	
③死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかとなった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行うよう、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。	福祉班
④臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について措置を講じるとともに、府より火葬場能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。	福祉班
⑤さらに、新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると府が認めたときは、府の要請に応じて、墓地等への一時的な埋葬などに対応する。	生活環境班

資料編

○宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するため、宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者によって組織する。

2 委員長は第2副市長、副委員長に健康長寿部長及び危機管理監をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 会議に付議する事項の審議、調整、立案等を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会を、別表第2に掲げる職にある者によって組織し、部会長を健康長寿部副部長、副部会長を健康づくり推進課長及び危機管理室長をもって充てる。

3 部会長は、作業部会における審議状況及び結果を策定委員会に報告しなければならない。

4 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しようとするときには、感染症に関する専門的な知識を有する者のほか、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

別表第 1（第 3 条関係）

委員長	第 2 副市長			
副委員長	健康長寿部長 危機管理監			
委員	市長公室長 人権環境部長 建設部長 公営企業上下水道部長	政策企画部長 福祉こども部長 都市整備部長 教育部長	総務・市民協働部長 技監 議会事務局長 消防長	産業観光部長 理事 監査委員事務局長

別表第 2（第 5 条関係）

部会長	健康長寿部副部長		
副部会長	健康づくり推進課長・危機管理室長		
対策本部の各班長（※１）			
総務班（市長公室副部長）	情報班（政策企画部副部長）	消防班（消防本部副消防長）	
福祉班（福祉こども部副部長）	生活環境班（人権環境部副部長）	建設班（建設部副部長）	
上水道班（上下水道部副部長）	下水道班（上下水道部技術参事）	教育班（教育部副部長）	
産業班（産業観光部副部長）	調達班・復興班（会計管理者）	地区統括班（総務・市民協働副部長）	

※ 1 宇治市災害対策本部条例（昭和38年宇治市条例第24号）第3条第2項に規定する班長とする。

○宇治市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会有識者意見聴取会議

有識者名簿

区分	所属など	氏名
医療	宇治久世医師会 会長	幸道 直樹
	宇治久世医師会 理事 感染症(診療所)担当	田中 秀明
学識	京都府保健環境研究所 所長	藤田 直久
人権	人権擁護委員	岩崎 明美
商工	宇治商工会議所 副会頭	西村 三典
関係行政機関	京都府山城北保健所 所長	重見 博子

(順不同:敬称略)

宇治市感染症等予防庁内連絡会議実施要項（内規）

（目的及び実施）

第1条 宇治市域における感染症及び食中毒等における関係部局間の連携の確保や情報収集及び情報共有等を目的とし、宇治市感染症等予防庁内連絡会議（以下「会議」という）を実施する。

（担当事務）

第2条 会議は前条の感染症及び食中毒等に関し、次に掲げる事務を担当する。

- （1） 情報の収集に関すること。
- （2） 必要な関係機関との連携に関すること。
- （3） 庁内部課等の連絡調整に関すること。
- （4） 市民及び関係者に対する広報、啓発に関すること。
- （5） その他、必要な感染症、食中毒等予防対策に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表1に掲げる者により構成する。

2 委員長は健康長寿部健康づくり推進課長をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、健康長寿部健康づくり推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成26年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

感染症等予防庁内連絡会議

令和 7 年 4 月 1 日現在

役 職	所 属 部	職 名
委員長	健 康 長 寿 部	健康づくり推進課長
委 員	市 長 公 室	秘書広報課長 職員厚生課長
	危 機 管 理 室	危機管理室長
	総務・市民協働部	総務課長 資産活用推進課長 市民協働推進課長
	産 業 観 光 部	農林茶業課長 産業振興課長 観光振興課長 文化スポーツ課長
	人 権 環 境 部	人権啓発課長 環境企画課長 まち美化推進課長
	福 祉 こ ど も 部	地域福祉課長 障害福祉課長 こども福祉課長 保育支援課長 保健推進課長
	健 康 長 寿 部	介護保険課長 長寿生きがい課長
	建 設 部	住宅課長
	都 市 整 備 部	公園緑地課長
	公営企業上下水道部	水道総務課長
	教 育 部	教育総務課長 学校管理課長 生涯学習課長 博物館管理課長 学校教育課長 教育支援課長
	消 防 本 部	消防総務課長 警防救急課長
庶 務	健 康 長 寿 部	健康づくり推進課

宇治市条例第31号

宇治市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、宇治市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 宇治市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 宇治市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ市長が定める順位によりその職務を代理する。

3 宇治市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国及び京都府の職員並びにその他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 対策本部に班を置く。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宇治市新型インフルエンザ等対策本部の組織（第3条関係）

【市対策本部の構成員】

本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
	教育長
本部事務局長	危機管理監
本部事務局次長	健康長寿部長
本部員	市長公室長
	技監
	理事
	政策企画部長
	総務・市民協働部長
	産業観光部長
	人権環境部長
	福祉こども部長
	建設部長
	都市整備部長
	監査委員事務局長
	議会事務局長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
事務局	危機管理室・健康づくり推進課

○宇治市新型インフルエンザ等対策本部各班の編成及び業務分掌一覧表

班名	事務分掌	担当部署等
総務班	(1) 要員の勤務及び配置に関すること。 (2) 公務災害補償に関すること。 (3) 庁舎の維持管理に関すること。 (4) 市民からの問い合わせ等の対応に関すること。 (5) 特定接種の実施に関すること。 (6) 車両の運行及び管理に関すること。 (7) 他の班の応援に関すること。 (8) 職員の安否・罹患状況の把握に関すること。 (9) 職員の健康の確保に関すること。	秘書広報課(車両係) 人事課 職員厚生課 政策戦略課 財政課 総務課 資産活用推進課 税務課 市民課 人権啓発課 男女共同参画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局・公平 委員会の事務部局・固 定資産評価審査委員会 の事務部局
情報班	(1) 広報活動に係る情報の収集に関すること。 (2) 市民への広報活動に関すること。 (3) 関係機関及び各班への情報の提供に関すること。 (4) 報道機関との連絡調整に関すること。 (5) パニック、風評被害、人権侵害等の発生を防止す るための適切な情報提供に関すること (6) 議会への情報提供に関すること。	秘書広報課秘書係 秘書広報課広報係 デジタル政策課 市民協働推進課市民相 談係 議会事務局
消防班	(1) 患者の移送・搬送に関すること。	消防本部 各消防署

福祉班	(1) 乳幼児・妊産婦・高齢者・障害のある人等の支援に関すること。 (2) 国・府（保健所）との連絡調整に関すること (3) 日本赤十字社及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連絡調整に関すること。 (5) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 (6) 他市町村との連絡調整に関すること。 (7) 市民の感染防止及びまん延防止に関すること。 (8) 市民の健康相談窓口の設置に関すること。 (9) 市民に対する予防接種に関すること。 (10) 保育所の児童の感染防止及びまん延防止に関すること。 (11) 保育所の児童の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること。 (12) 育成学級の児童の感染防止及びまん延防止に関すること。 (13) 育成学級の児童の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること。 (14) その他社会福祉施設の感染防止対策及び連絡調整に関すること。 (15) 遺体の安置に関すること。 (16) その他生活支援に関すること。	福祉こども部 健康長寿部
生活環境班	(1) ごみ等廃棄物の処理に関すること。 (2) 消毒作業に関すること。 (3) 遺体の火葬及び埋葬に関すること。	環境企画課 まち美化推進課
建設班	(1) 公共交通機関への感染防止対策の対応の要請に関すること。	建設総括室 建設部 都市整備部

上水道班	(1) 飲料水及び生活用水の供給及び確保に関すること。	上下水道総務課水道経営係 営業課 工務課 配水課 水管理センター
下水道班	(1) 下水道施設の維持管理に関すること。	上下水道総務課総務係 下水道計画課 下水道施設保全課 水管理センター
教育班	(1) 教職員への感染防止対策の対応の要請に関すること。 (2) 児童及び生徒の感染防止及びまん延防止に関すること。 (3) 児童及び生徒の欠席状況の把握及び臨時休業に関すること (4) 学校教育活動の再開に関すること。	教育委員会事務局 学校その他の教育機関
産業班	(1) 家畜の被害調査、退避及び防疫に関すること。 (2) 農林に関する施設(林道を含む。)との連絡調整に関すること。 (3) 産業及び観光に関する被害の調査及び連絡調整に関すること。 (4) 観光客に対する感染防止対策に関すること。	農林茶業課 産業振興課 観光振興課 文化スポーツ課 農業委員会事務局
調達班	(1) 市民に対する必要物資の調達に関すること。 (2) 動員された要員に対する必要物資の調達に関すること。 (3) その他必要な物資、資材等の調達に関すること。	契約課 会計室

予防接種体制の構築（令和3年度での実施内容）

1. 方法

個別接種と集団接種の併用

2. 個別接種

①宇治久世医師会を通して、協力医療機関希望の調査及び、1日の接種可能人数について把握

②約70の医療機関が協力

③個別接種 想定接種人数 人/1日

3. 集団接種

集団接種会場および想定接種人数

接種場所	実施曜日	実施時間	最大想定 レーン数	最大想定接種人 数
宇治市役所	土曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
宇治徳洲会病院	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	4	960人/1日
宇治武田病院	日曜日	午前：4時間 午後：4時間	3	720人/1日
合計			15	3600人/1日

※1レーンあたり 30人/1時間（120人/4時間 240人/1日）

※実施時間 午前：9:00～13:00 午後：14:00～18:00

※令和3年度は、接種を促進するため、平日に宇治文化センターの大ホールホワイエを使用して、期間限定で3レーンで実施（午前3時間、午後4時間 630人/1日）

※上記は、最大想定数であり、実際は、予約人数に合わせ、3レーンでの実施が多かった

4. 接種の流れ及び内容

	内容
①予診票チェック・検	予診票の記入漏れがないか確認する。また、検温し予診票に記入する
②受付	必要書類（接種券・予診票・本人確認できる物）と予約の確認を行う
③相談	看護師が、接種についての疑問や不安に対して相談にのる
④予診	医師が接種の可否の判断を行う
⑤接種	看護師が、1人は接種、1人は介助で接種を行う
⑥接種済証発行	接種済証を発行する
⑦VRSの読み込み	VRSに接種情報を読み込む
⑧経過観察	観察時間中の体調不良等がないか観察、必要により救護を行う
※充填	薬剤をシリンジに充填し、接種の準備を行う

3. 役割と人数配置

(人)

業務	業種	4レーン	3レーン
予診票チェック・検温	運営スタッフ	2	2
受付	運営スタッフ	3	2
健康相談	看護師	1	1
予診	医師	4	3
充填	薬剤師	1	1
	看護師	8	6
接種	看護師		
接種済証発行	運営スタッフ	4	3
VRSへ入力	職員事務	2	2
経過観察	看護師	4	3
	歯科医師	1	1
責任者	保健師	2	2
誘導など	運営スタッフ	7	7

途中から運営スタッフ

市役所のみ

※運営スタッフは、委託業者が手配。

※運営スタッフ以外は、半日で必要な人数

※職員事務は、会場の責任者として管理職1人、事務職1人

※保健師は、接種の管理者として、ワクチンの準備、看護師の配置決め、救護対応
など、2人で実施

※市役所に、担当課の管理職等2人を集団接種の統括として配置

4. 人員確保方法について

医師	宇治久世医師会に調整後、医師会会員に出務の可否調査を実施し、シフトを作成し、通知。
歯科医師	宇治久世歯科医師会に出務参加の打診を行い、日時を提供。歯科医師会でシフトを作成され提供。
薬剤師	城南薬剤師会に調整後、城南薬剤師会会員に出務参加の可否調査を実施し、シフトを作成し、通知
看護師	看護師募集のチラシを、説明会で配布。履歴書を送付いただき、シフト作成し、通知。
運営スタッフ	集団接種の運営を業者に委託。(委託内容：会場レイアウト、マニュアル作成、運営スタッフの手配、会場設営、当日の運営)
職員事務	人事課に相談し、庁内応援体制とする。人事課にて、シフト作成。管理職と一般職のペア
保健師	保健師チームで統括保健師がシフト作成

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型、A-2: 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	協定締結医療機関等において新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者（医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等）	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士）	厚生労働省

		行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関			
--	--	--	--	--	--

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者(要介護度3以上、障害程度区分4(障害児にあっては、短期入所に係る障害児程度区分2と同程度)以上又は未就学児以下)がいる入所施設と訪問事業所 介護等の生命維持に関わるサービスを直接行う職員(介護職員、保健師・助産師・看護師・准看護師、保育士、理学療法士等)と意思決定者(施設長)	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売、配送	厚生労働省

医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
体外診断用	B-2	体外診断用医	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
医薬品製造業	B-3	薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	等医療又は重大・緊急医療に用いる体外診断用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省

再生医療等 製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製 品販売業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 再生医療等製品の販売	新型インフルエンザ 等医療又は重大・緊 急医療に用いる再生 医療等製品の販売、 配送	厚生労働省
再生医療等 製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製 品製造販売業 再生医療等製 品製造業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 再生医療等製品の生産	新型インフルエンザ 等医療又は重大・緊 急医療に用いる再生 医療等製品の元売 り、製造、安全性確 保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な ガスの安定的・適切な 供給	原料調達、ガス製 造、ガスの供給監 視・調整、設備の保 守・点検、緊急時の 保安対応、製造・供 給・顧客情報等の管 理、製造・供給に関 連するシステムの保	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				守業務	
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 通貨及び金融の安定	銀行券の発行ならび に通貨及び金融の調 節、資金決済の円滑 の確保を通じ信用秩 序の維持に資するた めの措置	財務省

空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設 事業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急物資 （特措法施行令第 14 条で定める医薬品、食 品、医療機器その他衛 生用品、燃料をいう。 以下同じ。）の航空機 による運送確保のため の空港運用	航空保安検査、旅客 の乗降に関する業 務、燃料補給、貨物 管理、滑走路等維持 管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急 物資の運送	航空機の運航業務、 客室業務、運航管理 業務、整備業務、旅 客サービス業務、貨 物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業沿 海海運業内陸 水運業船舶貸 渡業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資 の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信 業 移動電気通信 業	新型インフルエンザ等 発生時における必 要な通信の確保	通信ネットワーク・ 通信設備の監視・運 用・保守、社内シス テムの監視・運用・ 保守	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急物資 の運送	運転業務、運転指令 業務、信号取扱い業 務、車両検査業務、 運用業務、信号シス	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				テム・列車無線・防災設備等の検査業務、軌道及び構造物の保守業務、電力安定供給のための保守業務、線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務、保線指令業務）、情報システムの管理業務	
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視、保守・点検、故障・障害対応、燃料調達受入、資機材調達、送配電線の保守・点検・故障・障害対応、電力システムの運用・監視・故障・障害対応、通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理、運行管理、整備管理	国土交通省

道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務、運行管理業務、整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材、編成・	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				番組制作、番組送出、現場からの中継、放送機器の維持管理、放送システム維持のための専門的な要員の確保	
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務、編集・制作業務、印刷・販売店への発送業務、編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	経済産業省

銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給、資金の決済、資金の融通、金融事業者間取引	金融庁内閣府経済産業省農林水産省財務省厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			的・適切な供給	点検・故障・障害対応	
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省

上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	国土交通省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済、CD/ATM を含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品の取引に基づく債務の引受け、取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券の権利の電子的な受渡し	
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む。）の供給	石油製品（LP ガスを含む。）の輸送・保管・出荷・販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等 発生時における石 油製品の製造	製油所における関連 施設の運転、原料及 び製品の入出荷、保 安防災、環境保全、 品質管理、操業停 止、油槽所における 製品配送及び関連業 務、貯蔵管理、保安 防災、環境保全、本 社・支店における需 給対応（計画・調 整）、物流の管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等 発生時における熱供給	燃料調達、冷暖房・ 給湯の供給監視・調 整、設備の保守・点 検、製造・供給に関 する設備・システム の保守・管理	経済産業省
飲食料品小 売業	B-5	各種食料品小 売業 食料品スーパ ー コンビニエ ンスストア	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品（缶詰・農産 保存食料品、精穀・精 粉、パン・菓子、レト ルト食品、冷凍食品、 めん類、育児用調整粉 乳をいう。以下同 じ。）の販売	食料品の調達・配 達、消費者への販売 業務	農林水産省 経済産業省

各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をい	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省
---------	-----	------------	--	---------------------------	-------

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
			う。以下同じ。）の販売		
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造、資材調達、出荷業務	農林水産省

飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	食料品・原材料の調達・配達・販売業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LP ガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	オートガスタン্ডにおける LP ガスの受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際して、直接遺体に触れる作業（創傷の手	経済産業省
業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
				当・身体の清拭・詰め物・着衣の装着)	
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省 厚生労働省

廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄物の収集運搬、焼却処理	環境省
--------	-----	----------	----------	----------------------	-----

（注２）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注３）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（注４）水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

（注５）倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

（２）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
区分３：民間の登録事業者と同様の職務
区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分１	統括庁
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分１	統括庁

政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分 1	統括庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	推進会議委員	区分 1	統括庁
各省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各省庁政務三役 （大臣・副大臣・大臣政務官） 秘書官	区分 1	各省庁
各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各省庁対策本部構成員 各省庁対策幹事会構成員各省庁対策本部事務局担当者	区分 1	各省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員動物検疫所職員入国管理局職員税関職員	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	JIHS 職員	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分 1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分 1	—
住民への予防接種、協定指定医療機関との調整、疫学的調査、検体の採取	保健所職員市町村保健師 市町村保健センター職員	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員参議院法制局職員	区分 1	—

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分２	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分２	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分２	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分１区 分２	警察庁
救急消火、救助等	消防職員消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	区分１区 分２	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分１区 分２	海上保安庁

防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員各省庁職員	区分 2	内閣官房各省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村立の医療施設職員	区分 3	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分 3	—
電気業	電気業に従事する職員	区分 3	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分 3	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分 3	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分 3	—

航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員、航空交通管制部職員	区分 3	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分 3	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分 3	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分 3	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分 3	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分 3	—
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分 3	—

